

# 摂取可能食品表

社会福祉法人大原野児童福祉会

氏名

## 卵アレルギー児の摂取可能食品

	卵を使用する料理の種類	全部摂取可能であれば○*	(一部の食品が摂取可能な場合の具体例) 他の食材も考慮して摂取可能であれば○
卵料理	卵料理 (調理条件, 特に加熱の仕方により抗原性が異なるので注意)		スクランブルエッグ, オムレツ, 卵とじ 卵スープ, 錦糸卵, 茶碗蒸し, ピカタ ( )
	12分以上の固ゆで卵		卵黄のみ 卵白も可
卵を少量用いる料理	つなぎに卵を用いるもの		ハンバーグステーキ, 肉団子, お好み焼き ( )
	衣に卵を用いるもの		てんぷら, フライ, フリッター ( )
加工食品	加工食品の原材料		ハム, ベーコン, ソーセージ, 練り製品 ( )
生卵白の混じるもの	生卵黄を主成分とするもの		マヨネーズ
卵を含む菓子等	生卵または加熱不十分な卵を原材料とする菓子		ムース, ババロア カスタードクリーム, フレンチトースト ( )
	卵入り菓子		プリン, ホットケーキ, パウムクーヘン カステラ, ケーキ類, ドーナツ, 卵ボーロ ( )
	卵入り焼き菓子		ビスケット, クッキー ( )
	パンの生地に卵を用いたもの		ロールパン ( )
その他	卵入り麺		パスタ, 中華麺( )
	うずら卵 (水煮, 茹でたもの)		うずら卵水煮, うずらゆで卵 ( )
	魚卵		タラコ, 子持ちシシャモ, その他魚卵

※右欄の食品をすべて摂取可能であれば○

本表は京都府医師会の様式を参考に作成したものです。

指示が必要な食品については( )内に記入をお願いします。

牛乳アレルギー児の摂取可能な食品

	通常量摂取可能な食品に○	摂取可能量に関するコメント
牛乳・乳製品	牛乳*, 乳児用調製粉乳*, 脱脂粉乳* ヨーグルト, チーズ, 生クリーム, 練乳 ( )	
	バター	
牛乳・乳製品を含む料理, 菓子	ホワイトソース, クリームシチュー ルー(市販), ババロア, プリン, ムース フレンチトースト, パンプディング ( )	
	ケーキ類, クッキー類, 卵ボーロ, パン ( )	
牛乳・乳製品を含む加工食品	ソーセージ, ハム, ベーコン, 練り製品, マーガリン, [乳成分入り]調製豆乳 乳酸菌飲料(カルピス, )	
	乳糖, 乳糖を含むインスタント調味料, コンソメ類 ホットケーキミックス粉, 冷凍パイシート	

\* 牛乳アレルギー除去調製粉乳(アレルギー用ミルク)による代替  
必要(商品名 ), 不必要

小麦アレルギー児の摂取可能な食品

	通常量摂取可能な食品に○	摂取可能量に関するコメント
小麦の主食	うどん, ソーメン, パスタ, 中華麺, パン ( )	
小麦を主原料としたもの	餃子, シュウマイの皮, マカロニ, パン粉 ケーキ類, クッキー類, お好み焼き ( )	
調理に用いる小麦	天ぷら, フライ, ムニエルなどの皮 ( )	
小麦を含む加工食品	ルー(市販), 練り製品などのつなぎ ( )	
	醤油( )	

大豆アレルギー児の摂取可能な食品

	通常量摂取可能な食品に○	摂取可能量に関するコメント
大豆	大豆, 枝豆 ( )	
大豆製品	豆乳, 湯葉, きな粉, おから, 豆腐 油揚げ, 納豆 ( )	
	味噌, 醤油( )	

## 食物アレルギー食事指示書（変更届）

受診日	摂取可能食品 変化の有無	変化の内容（摂取可能な食品が 増えた場合には量も記入）	次回受診予定日 主治医のサイン
月 日	・変化なし ・変化あり		月 日 サイン
月 日	・変化なし ・変化あり		月 日 サイン
月 日	・変化なし ・変化あり		月 日 サイン
月 日	・変化なし ・変化あり		月 日 サイン
月 日	・変化なし ・変化あり		月 日 サイン
月 日	・変化なし ・変化あり		月 日 サイン
月 日	・変化なし ・変化あり		月 日 サイン
月 日	・変化なし ・変化あり		月 日 サイン
月 日	・変化なし ・変化あり		月 日 サイン
月 日	・変化なし ・変化あり		月 日 サイン
月 日	・変化なし ・変化あり		月 日 サイン
月 日	・変化なし ・変化あり		月 日 サイン
月 日	・変化なし ・変化あり		月 日 サイン
月 日	・変化なし ・変化あり		月 日 サイン
月 日	・変化なし ・変化あり		月 日 サイン
月 日	・変化なし ・変化あり		月 日 サイン

受診するときには毎回持参して主治医に記入していただいでください。

摂取可能な食品が増えた場合には診断時の指示書に赤で追加してください。

## ○食物アレルギーに関する診断書・指示書の書き方

### 〔食物アレルギー児における食品除去のための診断書〕

できるだけ記入をしやすいするために、食品除去の根拠、症状、誤食時の対応については、当てはまる記述を○で囲むか複数の選択肢より選ぶようにしました。「乳児期発症の食物アレルギーの関与するアトピー性皮膚炎」の場合には「その他」の（ ）内に「アトピー性皮膚炎」または「AD」と略してお書きください。

診断書の記入は年に1回を原則とし、年度内に摂取可能食品が増えた場合には、食物アレルギー食事指示書（変更届）に記入していただくようにしました。

### 〔摂取可能食品〕

卵、牛乳、小麦、大豆に関しては食品除去が必要な場合でも摂取可能な食品があれば該当する食品を○で囲み、摂取量に関する指示があればご記入ください。

摂取可能食品が増えた場合には、摂取可能食品を○で囲み、「変更届」にも記載をお願いします。

### 〔食物アレルギー食事指示書（変更届）〕

受診記録簿を兼ねていますので、受診されたときに毎回、記入をお願いします。摂取食品に関する指示に変更がない場合には、「変化なし」を○で囲み、次回受診予定日を記入してください。摂取可能な食品の種類や量が増えた場合には「変化の内容」を記入し、同時に「摂取可能食品」の一覧表の該当食品を○で囲んでください。